平成２１年（フ）第１１８号
福島県白河市夏梨14番地28
債務者　佐藤　隆輔
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３０２４号
愛知県半田市清城町３丁目４番地の10　カーサ山の手303号
債務者　判治　公裕
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５６号
愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷35番地２ソーブルＡ棟105号
債務者　古川　直資
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５７号
愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷35番地２ソーブルＡ棟105号
債務者　古川喜久子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７８号
愛知県半田市新居町６丁目192番地
債務者　入山八重子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７９号
愛知県東海市高横須賀町塩田１番地の４　タウンコートしおた201号
債務者　峯松宏次こと　峰松　宏次
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６号
島根県仁多郡奥出雲町三成224番地
債務者　須田　光二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４８号
松江市八雲町熊野1423番地
債務者　岩田　文子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１３９号
札幌市西区発寒６条９丁目14番３号　明日香ハイツ202号
債務者　齋藤恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６６号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番８―102号
債務者　山路　武典
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３０号
札幌市清田区真栄１条２丁目31番６号　コーポ桜２号
債務者　西城　優子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１６号
札幌市東区北41条東12丁目２番20―405号
債務者　松永　敦子（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４１号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番13号　ノーザンライツ203号
債務者　重本　英貴
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１３号
札幌市西区発寒３条１丁目１番10号
債務者　吉田　優太
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３９号
札幌市東区北13条東14丁目４―16―230環状通東302、住民票上の住所札幌市豊平区美園６条８丁目４番７号　第三静南マンション７号
債務者　鎌田　真一
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７５号
札幌市清田区真栄１条２丁目19番12号　レジデンスコスモ402号
債務者　長屋　行高
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８０２号
札幌市白石区平和通２丁目南６番26―708号
債務者　石戸谷あゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部